

## 利用規約（入会時）

NPO法人日本ぬいぐるみ協会（以下、当協会）に入会するにあたり、下記利用規約をよくお読みください。なお、申し込みをした時点で、内容に同意していただいたものとさせていただきます。また、利用規約は変更になる場合があります。

### ●会員規則

#### [会員の種別・資格]

会員は、一般会員・アーティスト会員、賛助会員とします。会員の種別により、以下のような資格を有するものとします。

#### (1) 一般会員

一般会員は、当協会の趣旨、目的に賛同してくださる個人を対象とします。資格は以下のとおりです。

- ①当協会の総会議決権を有する。
- ②ぬいぐるみを預かるホストファミリーの資格を有する。

#### (2) アーティスト会員

アーティスト会員は、当協会の趣旨、目的に賛同してくださる個人の方で、自らオリジナルのぬいぐるみを制作し、作品で当協会の活動を支援してくださる方を対象とします。資格は以下のとおりです。

- ①当協会の総会議決権を有する。
- ②ぬいぐるみを預かるホストファミリーの資格を有する。
- ③自らが制作したオリジナルぬいぐるみを協会を通じて販売することができる。

#### (3) 賛助会員（個人・団体）

賛助会員は、当協会の趣旨、目的に賛同して下さり、当協会を応援していただける方を対象とします。資格は以下のとおりです。

- ①ぬいぐるみを預かるホストファミリーの資格を有する。

#### [入会金・年会費]

入会金・年会費は以下のとおりです。7月～9月末までに入会する場合の会員の年会費（初年度）は半額とします。（賛助会員を除く）

会員種別	入会金	年会費 (10月～6月末入会)	年会費（初年度） (7月～9月末入会)
一般会員	4,000円	3,000円	1,500円
アーティスト会員	4,000円	5,000円	2,500円
賛助会員（個人）	なし	1,000円（一口以上）	1,000円（一口以上）
賛助会員（団体）	なし	10,000円（一口以上）	10,000円（一口以上）

※ボランティア活動保険への加入を希望される方は、別途費用がかかります。

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月分）は350円

#### [会員証]

入会手続き完了後、会員証を送付します。大切に保管してください。再発行の際は、実費手数料として500円を申し受けます。

#### [会員種別の変更]

会員は、手続きにより、その種別を変更することができます。種別を変更する際は、年会費の差額分を必要とします。

#### [会員資格の譲渡]

会員は、会員資格をほかに譲渡することはできません。

#### [会費の返還]

いったん納入された会費は、如何なる理由があっても返金いたしません。

#### [退会]

退会を希望される場合は、書面（書式は自由）にて、退会する旨を協会へご連絡ください。退会処理は、年度ごとになります。年度途中の退会でも、会費の返却はいたしません。

#### [18歳未満の方の入会]

18歳未満の方が入会する場合は、保護者の方の自署、捺印が必要です。

#### [寄付金について]

当協会では、みなさまからの寄付金の募集を行っております。皆様から寄せられた寄付金は、当協会の運営費用として活用させていただきます。（当協会の運営は、みなさまの会費・寄付金にてまかなっております。）ご支援、ご協力、よろしくお願いいたします。

#### [禁止事項]

他の会員へ、個人情報公開することを禁止します。協会の活動に関しての会員間のやりとりは、原則、協会を通じて行うこととします。違反した場合は、退会処分の対象となります。会員同士で個人情報のやりとりを行った場合に発生した事態には、協会は一切責任を負いません。

#### [活動参加条件]

会員以外のどなたでも、協会がご案内する旅にご自身のぬいぐるみを参加させることができます。ぬいぐるみを預かるホストファミリーになるには、いずれかの会員になっていただく必要があります。

#### [ホームステイ・ツアーなどに参加できないぬいぐるみ]

以下の項目にあてはまるぬいぐるみは参加できません。

- ・中に危険物、法に反するものなどを入れたぬいぐるみ（飛行機、電車など公共機関にて注意のある項目に当てはまるもの）
- ・当協会が写真を使用することができないぬいぐるみ
- ・破損する恐れのあるもの（木、陶器、ガラス、プラスチックなどでできているものなど）  
※目などの一部にガラスが使われている場合などは、万が一の場合、破損してもかまわなければ、参加させても構いません。（破損による賠償には、協会およびホストファミリーは応じません。ご了承ください。）
- ・移動させることで、形状により怪我をする恐れのあるもの（とがった形をしたものなど）
- ・力が加わることにより変形し、元に戻らない素材を使っているもの（モールなど）
- ・液状の素材が使用されているもの
- ・平面でふくらみのないもの
- ・本体に電子部品が入っているもの
- ・すでに壊れかけているもの（穴があいたり、ちぎれたりしているもの）
- ・重さ500グラムを超えるもの  
※2体同時に1か所へ旅をさせる場合は、2体の合計重量が500グラムを超える場合は不可
- ・体高（立たせた姿勢で頭から足先まで）が、15センチ未満のもの及び40センチ以上のもの
- ・送付する箱の三辺の合計が80センチ以内に収まらないもの  
※2体同時に1か所へ旅をさせる場合は、三辺合計80センチ以内の箱に2体一緒に入ることがツアーやイベントへの参加条件となります。

#### [ボランティア活動保険について]

ボランティア活動中の事故によるケガや損害賠償責任を補償する保険です。（社会福祉法人 全国社会福祉協議会）すでに加入されている方は、あらたに加入される必要はありません。保険の年度切り替えは毎年4月です。3月に入会される方で加入を希望される場合は、4月よりあらたに保険料が発生します。

#### [写真の返却]

入会時に当協会へ送付した写真がある場合は、原則返却いたしません。写真の裏面にはお名前を記入してください。

#### [その他]

チョコとビルは、ぬいぐるみ特別理事とします。チョコとビルは、視察や調査の目的のため、旅

をすることがあります。協会のツアーとは関係なく旅をする場合、協会の利用規約にあてはまらない場合もあります。

平成29年4月  
NPO法人 日本ぬいぐるみ協会